

## 安全管理局職員の懲戒処分について

地方公務員法第 29 条の規定により、11 月 27 日付けで次のとおり職員の処分を行いましたので、お知らせいたします。

### 1 被処分者及び処分内容

瀬谷消防署職員 50 歳代 男性 停職 6 月

### 2 事件概要及び経過

平成 20 年 11 月 6 日（木）10 時 27 分ころ、当該職員は、同僚職員が消防隊として訓練に出向している間、財布から 1,000 円を抜き取り、財布を元に戻しました。

翌 7 日（金）6 時 10 分ころ、同僚職員が事実を問いただしたところ窃取を認め、その場で 1,000 円を返却しました。

同僚職員から被害届は提出されませんでした。瀬谷消防署は 9 時 50 分に事案の内容について、瀬谷警察署に報告しました。

なお、当該職員は、11 月 27 日付けをもって依願退職しました。

### 3 管理監督者の措置

管理監督者への人事的措置として、所属の上司である

瀬谷消防署長

瀬谷消防署副署長

瀬谷消防署警備第一課長

を「文書訓戒」としました。

### 4 本件を受けての対応

今回の事案を受けて、あらためて職員のコンプライアンスに関する再教育と、各所属における金銭の厳重管理の再徹底を図ってまいります。